第三百四十三条第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、同条第三項中「その者から」の下に「申請書（その者の」を加え、「添付した申請書」を「添付したもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等の送信を受けているものに限る。）」に、「提示」を「提示又は署名用電子証明書等の送信」に改める。

第三百四十四条第一項中「提示を」を「提示又は送信を」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改める。

第三百四十九条第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、同条第三項中「その者から」の下に「申請書（その者の」を加え、「申請書」を「もの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等の送信を受けているものに限る。）」に、「提示」を「提示又は署名用電子証明書等の送信」に改める。

第三百五十条第一項中「提示を」を「提示又は送信を」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改める。

第三百五十条の四第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、同条第三項中「その者から」の下に「申請書（その者の」を加え、「添付した申請書」を「添付したもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等の送信を受けているものに限る。）」に、「提示」を「提示又は署名用電子証明書等の送信」に改める。

第三百五十条の五第一項中「提示を」を「提示又は送信を」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改める。

第三百五十条の九第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、同条第三項中「その者から」の下に「申請書（その者の」を加え、「申請書」を「もの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等の送信を受けているものに限る。）」に、「提示」を「提示又は署名用電子証明書等の送信」に改める。

第三百五十条の十第一項中「提示を」を「提示又は送信を」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定（「第二百二十六条」を「第二百二十六条の二」に、「第二款　延払条件付譲渡に係る所得税額の延納（第二百六十五条・第二百六十六条）」を「第二款　延払条件付譲渡に係る所得税額の延納（第二百六十五条・第二百六十六条の三）　第三款　納税の猶予（第二百六十六条の二・第二百六十六条）」に改める部分に限る。）、第九十七条第一項の改正規定、第百七十条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二編第三章中第二百二十六条の次に一条を加える改正規定、同編第五章第二節に一款を加える改正規定、第二百九十四条の改正規定及び第二百九十五条の改正規定並びに附則第八条の規定　平成二十七年七月一日

二　第百八十二条の二の改正規定及び附則第九条の規定　平成二十七年十月一日

三　目次の改正規定（「第三百十九条の十二」を「第三百十九条の十三」に改める部分に限る。）、第二百二十二条の二第三項第二号の改正規定、第二百六十二条の改正規定、第三百十六条の二の改正規定、第三百十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第四編第二章中第三百十九条の十二を第三百十九条の十三とする改正規定、第三百十九条の十一の改正規定、同条を第三百十九条の十二とする改正規定及び第三百十九条の十の次に一条を加える改正規定並びに附則第七条第三項、第十条及び第十六条の規定　平成二十八年一月一日

四　目次の改正規定（第一号に掲げる改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）、第一条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第八条第二号の改正規定、第十七条の改正規定、第五十五条第二項第七号の改正規定、第二百二十一条の次に五条を加える改正規定、第二百二十二条の改正規定、第二百二十二条の二の改正規定（同条第三項第二号中「配当等」の下に「又は同法第九条の九第一項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等」を加える部分を除く。）、第二百二十四条第一項の改正規定、第二百二十五条の次に十五条を加える改正規定、第二百二十六条第三項の改正規定、第二百五十八条の改正規定、第二百六十四条の改正規定、第二百七十九条の改正規定、第二百八十条（見出しを含む。）の改正規定、第二百八十一条の改正規定、第二百八十一条の二（見出しを含む。）の改正規定、第二百八十二条の改正規定、第二百八十二条の二を削る改正規定、第二百八十三条の改正規定、第二百八十四条の改正規定、第二百八十五条の改正規定、第二百八十六条の改正規定、第二百八十七条の改正規定、第二百八十八条の改正規定、第三編第二章第一節を削り、同編第一章中同条の次に四条を加える改正規定、第二百九十二条（見出しを含む。）の改正規定、同編第二章第二節第一款中同条の次に十三条を加える改正規定、同節を同章第一節とし、同章第三節を同章第二節とする改正規定、第三百三条の二の改正規定、第三百四条の改正規定、第三百五条の改正規定、第三百五条の二を削る改正規定、第三百六条の改正規定、第三百二十八条の改正規定、第三百三十条の改正規定、第三百三十一条第一項の改正規定、第三百三十一条の二を削る改正規定、第三百三十二条の改正規定、第三百三十三条第一項第二号の改正規定、第三百三十四条の改正規定及び第三百三十八条第三項の改正規定並びに次条並びに附則第十一条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までの規定　平成二十八年四月一日

五　第四条第三号の改正規定及び第六十一条第一項第九号の改正規定並びに附則第五条の規定　会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行の日（平成二十七年五月一日）

六　第三十四条第三項の改正規定、第四十一条の二（見出しを含む。）の改正規定、第四十三条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定、第四十八条第五項の改正規定、第三百三十七条の改正規定、第三百三十八条第一項の改正規定、第三百四十三条の改正規定、第三百四十四条第一項の改正規定、第三百四十九条の改正規定、第三百五十条第一項の改正規定、第三百五十条の四の改正規定、第三百五十条の五第一項の改正規定、第三百五十条の九の改正規定及び第三百五十条の十第一項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日